

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓令第1号	さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令	保 健 総 務 課	令和3年1月19日
訓令第2号	さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和3年3月31日
訓令第3号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和3年3月31日
訓令第4号	さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	職 員 課	令和3年3月31日
訓令第5号	さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令	保 健 総 務 課	令和3年3月31日

## さいたま市訓令第1号

### さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市保健所事務専決規程（平成14年さいたま市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 保健所長 <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する所長をいう。</u>  (8) 課長 <u>規則第5条第2項に規定する課長及び室長をいう。</u>	(用語の定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 保健所長 <u>さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号。以下「規則」という。）第5条第1号に規定する保健所長をいう。</u>  (8) 課長 <u>規則第5条第2号に規定する課長をいう。</u>

### 附 則

この訓令は、令和3年1月20日から施行する。

## さいたま市訓令第2号

### さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令

さいたま市副市長事務分担規程（平成25年さいたま市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
(分担事務等) 第2条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>副市長</th><th>担当事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>小川博之</u></td><td>[略]</td></tr></tbody></table> 2・3 [略]	副市長	担当事務	[略]		<u>小川博之</u>	[略]	(分担事務等) 第2条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>副市長</th><th>担当事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>阪口進一</u></td><td>[略]</td></tr></tbody></table> 2・3 [略]	副市長	担当事務	[略]		<u>阪口進一</u>	[略]
副市長	担当事務												
[略]													
<u>小川博之</u>	[略]												
副市長	担当事務												
[略]													
<u>阪口進一</u>	[略]												

### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第3号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）						
[略]					[略]						
課長	(1) [略]				課長	(1) [略]					
	(2) 事務分掌規則第1条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、 <u>デジタル改革推進部</u> 、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの。					(2) 事務分掌規則第1条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、 <u>情報政策部</u> 、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの。					
	(3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1都市戦略本部の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）					(3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課の長並びに事業所事務分掌規則別表第1都市戦略本部の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）					
	(4)~(6) [略]					(4)~(6) [略]					
別表第3（第3条関係）					別表第3（第3条関係）						
個別専決事項					個別専決事項						
[略]					[略]						
市民局					市民局						
市民生活部					市民生活部						
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					[略]						

市民協働推進課	1～4 [略]					
[略]						

[略]  
保健福祉局  
[略]

福祉部	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
-----	-----	------	----	----	----	-----

[略]						
生活福祉課	1	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護施設の設置等の認可及び設置の認可の取消し並びに保護施設の設備及び運営の改善、その事業の停止並びに保護施設の廃止の命令をすること。				○
	2～5	[略]				
	6	社会福祉法に基づく改善命令及び社会福祉事業を経営することの制限又は停止の命令をすること（他の所管に属するものを除く。）。				○
	7	日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号）に基づく日常生活支援住居施設の認定、認定の取消し及び認定の効力の停止をすること。				○
	8	[略]				
	9	さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づく改善命令及び被保護者等住居				○

市民協働推進課	1～4 [略]					
	5	さいたま市市民活動サポートセンター条例（平成19年さいたま市条例第20号）に基づく利用の許可、利用の許可の取消し等、使用料の還付及び利用時間等の変更をすること。				○
[略]						

[略]  
保健福祉局  
[略]

福祉部	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
-----	-----	------	----	----	----	-----

[略]						
生活福祉課	1	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護施設の設置等の認可及び改善命令をすること。				○
	2～5	[略]				
	6	[略]				
	7	さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づく被保				○

<p>・生活サービス提供事業を行うことの制限又は停止の命令をすること。</p> <p><u>10</u> さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する<u>条例第44条の規定による公表</u>をすること。</p> <p>[略]</p>					○
[略]					
[略] 子ども未来局					
<p>子ども育成部</p> <p>課所名</p>	<p>専決事項</p>	<p>課長</p>	<p>部長</p>	<p>局長</p>	<p>副市長</p>
<p>子育て支援政策課</p>	<p>1 [略]</p>				
[略]					
[略] 備考 [略]					

<p>護者等住居・生活サービス提供事業を行うことの制限又は停止の命令をすること。</p> <p><u>8</u> さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する<u>条例に基づく公表</u>をすること。</p> <p>[略]</p>					○
[略]					
[略] 子ども未来局					
<p>子ども育成部</p> <p>課所名</p>	<p>専決事項</p>	<p>課長</p>	<p>部長</p>	<p>局長</p>	<p>副市長</p>
<p>子育て支援政策課</p>	<p>1 [略] 2 <u>ファミリー・サポート・センターの会員の入会、退会等を承認すること。</u></p>		○		
[略]					
[略] 備考 [略]					

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第4号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員安全衛生管理規程（平成13年さいたま市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者				別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者			
箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職	箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職
[略]				[略]			
4	[略]		<u>保健所次長</u>	4	[略]		<u>保健総務課長</u>
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第5号

さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市保健所事務専決規程（平成14年さいたま市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(代決) 第6条 急ぎの決裁を<u>必要とする場合</u>で、市長又は専決権者が不在のときは、次の区分によって代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">決 裁 権 者</th> <th style="text-align: center;">代 決 権 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健所長</td> <td style="text-align: center;"><u>次長（次長を置かない場合にあっては、<u>主管課長又は保健所長があらかじめ指定した職員</u>）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">課長が<u>指定</u>する者（主査以上の者に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(専決事項) 第10条 [略] 2 保健所長の個別専決事項は、次のとおりとする。 (1) <u>次長</u>、参事及び課長（以下「次長等」という。）の病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (2) <u>次長等</u>の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。 (3) <u>次長等</u>の勤務時間及び休憩時間の割振りをする事。 (4) <u>次長等</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令をする事。</p>	決 裁 権 者	代 決 権 者	[略]		保健所長	<u>次長（次長を置かない場合にあっては、<u>主管課長又は保健所長があらかじめ指定した職員</u>）</u>	課長	課長が <u>指定</u> する者（主査以上の者に限る。）	<p>(代決) 第6条 急ぎの決裁を<u>必要とするとき</u>で、市長又は専決権者が不在のときは、次の区分によって代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">決 裁 権 者</th> <th style="text-align: center;">代 決 権 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健所長</td> <td style="text-align: center;">課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">課長が<u>指名</u>する者（主査以上の者に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(専決事項) 第10条 [略] 2 保健所長の個別専決事項は、次のとおりとする。 (1) 参事及び課長（以下「参事等」という。）の病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (2) <u>参事等</u>の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。 (3) <u>参事等</u>の勤務時間及び休憩時間の割振りをする事。 (4) <u>参事等</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令をする事。</p>	決 裁 権 者	代 決 権 者	[略]		保健所長	課長	課長	課長が <u>指名</u> する者（主査以上の者に限る。）
決 裁 権 者	代 決 権 者																
[略]																	
保健所長	<u>次長（次長を置かない場合にあっては、<u>主管課長又は保健所長があらかじめ指定した職員</u>）</u>																
課長	課長が <u>指定</u> する者（主査以上の者に限る。）																
決 裁 権 者	代 決 権 者																
[略]																	
保健所長	課長																
課長	課長が <u>指名</u> する者（主査以上の者に限る。）																



<p>(5) <u>次長等</u>の週休日の振替え及び代休日の指定を すること。</p> <p>(6) <u>次長等</u>の出張命令（外国出張及び人材育成課 が主管する派遣研修を除く。）をすること。</p> <p>(7)~(10) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(5) <u>参事等</u>の週休日の振替え及び代休日の指定を すること。</p> <p>(6) <u>参事等</u>の出張命令（外国出張及び人材育成課 が主管する派遣研修を除く。）をすること。</p> <p>(7)~(10) [略]</p> <p>3 [略]</p>
---	---

## 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。